

## 議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	令和4年12月12日
開 会 時 刻	午前8時58分
閉 会 時 刻	午前9時42分
出 席 委 員 名	◎鈴木豊司    ○井村貴志    宮崎 誠    楠木宏彦
	野崎隆太    吉井詩子    岡田善行    藤原清史
	西山則夫
	品川幸久 議長
	福井輝夫 副議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	宮崎 誠    楠木宏彦
担 当 書 記	奥野進司
審 査 案 件	1 正副委員長の互選について
	2 一般質問の発言順について
	3 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について
	4 伊勢市議会個人情報保護条例について
説 明 員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

## 会議の概要

品川議長、臨時委員長に最年長委員の西山委員を紹介、西山臨時委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入った。

始めに、「正副委員長の互選について」を議題とし、委員長の選出方法について諮ったところ、「臨時委員長指名」との声があり、西山臨時委員長が鈴木委員を指名、諮ったところ全員異議なく、鈴木委員が委員長の当選者と決定した。

鈴木委員長就任挨拶の後、副委員長の選出方法について諮ったところ、「委員長指名」との声があり、鈴木委員長が井村委員を指名、諮ったところ全員異議なく、井村委員が副委員長の当選者と決定した。

井村副委員長就任挨拶の後、本日の会議録署名者を委員長指名により宮崎委員、楠木委員の両委員と決定した。

次に、「一般質問の発言順について」を議題とし、中村議会事務局長から別紙のとおり一般質問について9名から通告があり、配付した「一般質問事項」は通告順に記載してあることが説明され、件数の配分も含め3日間の議事の運営について協議いただきたい旨お願いしたところ、野崎委員から、一般質問については通告順、3日間の議事運営については議長へ一任する提案があり、発言順について諮ったところ、「一般質問事項」のとおり決定した。

続いて、3日間の議事の運営については、各日の件数、会議時間の延長など、一切を議長に委ねることを諮ったところ、全員異議なくその旨を決定した。

次に、「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり説明があり、野崎委員から、伊勢市議会オンライン委員会運営要綱第4条の「原則」の文言について、このままとするのか、また、第7条の「委員長の責務」について、要綱で定めなくても、委員長には議事運営についての権限があるため不要ではとの意見があり、協議の結果、次回、12月19日、総務政策委員会閉会后に協議することを決定した。

次に、「伊勢市議会個人情報保護条例について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり説明があり、発言もなく、条例案ができ次第、議会運営委員会において協議することを確認し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和4年12月12日

臨時委員長

委員長

委員

委員

### 【一般質問の発言順について】

質疑・一般質問の通告につきましては、12月7日水曜日、午後3時に締め切らせていただきましたが、事前に配付いたしました「一般質問事項」に記載のとおり9名の方から一般質問がございました。

資料の「一般質問事項」は通告の順に記載してございますが、発言の順番につきまして、御協議の上、御決定いただきたいと思います。

また、一般質問を行う日程として、本日から12月14日水曜日までの3日間を充てておりますが、件数の配分も含め、3日間の一般質問に係る議事の運営をどうするかにつきましても、併せて御協議いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

### 【オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について】

前の議会運営委員会において、オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について協議を行っておりまして、それを受けて、新たな議会運営委員会におきましても引き続き協議を行い、条例等改正に向け手続を行っていくこととなります。

それでは、前の議会運営委員会に取りまとめた委員会条例等について説明いたします。前委員会での説明と重複する点を御了承願いたいと思います。

まず、資料1-1委員会条例の3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

資料1-1の3ページ、伊勢市議会委員会条例の新旧対照表をご覧ください。

第14条の2に「委員会の会議の開催方法の特例」として、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（オンライン）で委員会を開くことができることを定めております。

オンラインによる方法で委員会を開くことができる場合を、第1号、第2号に定められておりまして、①新型コロナウイルス感染症その他生命及び健康に重大な影響を及ぼす恐れのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合、②大規模災害等の発生により委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合、いずれかに該当すると認める時としております。

第2項では、オンラインで参加を希望する議員は、あらかじめ委員長に申し出ることとしておりまして、後でまた説明はしますが、要綱で委員会開催日の2日前の正午までに申し出ることとしております。

申出につきましては、当然、事務局へ来ることはできませんので、メール、あるいはファックスなどを想定しています。

第3項では、オンラインで委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、委員会条例の適用を受けることや、第4項ではオンラインでの開催にあたり必要な事項は議長が別に定めることとしております。

これについては、「伊勢市議会オンライン委員会運営要綱」で定めることとしております。

また、第 17 条は除外になっているときのこと定めております。

委員会条例については、以上です。

次に、資料 1 - 2 の「伊勢市議会会議規則」の新旧対照表をご覧ください。

4 ページをお願いします。

第 92 条の 2、「出席委員に関する措置」として、委員会へオンラインで出席したものとみなされる委員も出席委員に含まれることを追加しております。

次に、第 115 条の「委員外議員の発言」ですが、今回の改正案は、議員である方がオンラインで委員会に出席できるようにということで、委員外議員についてもオンラインで意見を述べるができるようにしております。

次に、第 127 条、「不在議員」ですが、表決の際、現在は会議室にいない委員は表決に加わることができない旨を定めているのですが、オンラインで出席している委員は、会議室にはおりませんが、当然、表決には加わる必要がありますので、ただし書きで、「オンラインで委員会に出席したとみなされる委員は、この限りではない」ということで、例外の規定を定めております。

次に、第 129 条、「起立又は挙手による表決」ですが、今までですと委員会は起立採決としていいましたが、オンラインによる会議ですと、起立採決では確認がとりにくいことが考えられますので、採決の方法に挙手採決を追加しております。

次に、第 134 条「簡易表決」ですが、委員長の採決結果の宣告に対して異議があるときは「起立の方法」で表決をとらなければならない旨の規定があるのですが、これについても挙手採決ができるようにしております。

次に、第 139 条の「紹介議員による説明」ですが、紹介議員につきましても、オンラインで説明できるよう、第 3 項にその旨規定をしております。

次に、6 ページ、第 163 条の 2「協議等の場の開催方法の特例」ですが、ここにつきましては前議会運営委員会において議論をしております、当初の案では常任委員協議会、全員協議会においてオンラインで開くことができるよう規定してしていましたが、全員協議会までオンラインでの開催を含めるのはどうか、全員協議会のオンラインでの開催は次の段階ではなどの意見があり、協議等の場のオンラインでの開催については、常任委員協議会としております。

会期規則については以上です。

次に、資料 1 - 3、「伊勢市議会オンライン委員会運営要綱」を御覧ください。

これは、伊勢市議会委員会条例の第 14 条の 2、第 4 項で、「オンラインによる委員会の開催方法その他必要事項は、議長が別に定める」としておりまして、開催するにあたっての必要事項を定めるものでございます。

まず、第 3 条の「オンライン委員会への参加等」です。

感染症のまん延防止の観点、大規模災害の発生等により招集場所への参集が困難な場合は、オンラインでの参加を希望する委員から、3 ページ、様式第 1 号の「委員会へのオンライン参加申出書」で委員会開催 2 日前の正午までに、申出いただくこととしております。2 日前としましたのは、事務局においてオンラインでの委員会開催の準備を考慮しま

して設定いたしました。

また、オンラインでの参加を許可する場合、4ページ、様式第2号の「委員会へのオンライン参加許可書」で行うこととしております。

次に、第4条の「委員長の参集」です。

委員会はオンラインで開くとしても、委員長につきましては、委員会の運営について事務局と連携を図る必要がありますので、原則、委員会室での参加としております。ここにつきましても、議会運営委員会で議論をしております、委員長が委員会室に行くことはできないが、オンラインでなら参加できる場合のことなどで、委員長が委員会室に参集できないときの対応、その場合の委員長の職務をだれがとるのかなどを協議しております、協議では、委員長は事務局と連携する必要があることから委員会室に参集することを原則とし、そのため副委員長が委員長職をとり、委員長は委員としてオンラインでの参加をすると解釈の中で決めておけばとの意見などがあり、そのような規定としております。

次に、第5条以降は、オンラインでの委員会を開く際の運営の方法等について定めております。

第5条には「本人の確認」として、会議の開催直前に、委員長がオンラインでの参加を許可された委員であるかどうか確認することを、第6条には「開催宣告等」として、委員長は会議の冒頭に、オンラインで出席している委員の氏名を述べ、委員会が定足数を満たしている旨を宣告することを定めております。オンラインで出席している委員名を述べることにより、会議に参加している方、傍聴されている方に状況がわかるようにしております。

また、第2項では、会議途中で通信状況が悪くなり、映像、音声いずれかが確認できなくなった場合は、途中退席したとみなす旨を規定しています。委員会条例第14条の2で、オンラインは、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法」としておりますので、音声は確認できても映像が確認できない場合、あるいはその逆の場合でも、音声、映像どちらかが確認できなくなった段階で退席したとみなすこととしております。

第7条は「委員長の責務」として、通信が悪くなった時の対処方法を、

第8条では、「オンライン委員の責務」として、会議の30分前には事務局と通信状況を確認することなど、オンライン委員は通信を良好に保つように努めることを定めております。

第9条は「表決の方法等」として、表決方法について定めております。

オンライン委員会では、通常起立採決であると、起立することにより映像から外れてしまったりすることもあるかと考えられますので、態度を確認しやすいように、挙手による採決の場合のことを規定しています。

第10条では、「会議録」について、第11条では、「その他」として、オンライン委員会の運営に疑義が生じた際の対応について定めております。

説明は以上でございます。

御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

## 【伊勢市議会個人情報保護条例について】

それでは、「伊勢市議会個人情報保護条例について」御説明いたします。

資料2をお願いします。

資料の1ページ目につきましては、9月5日の議会運営委員会で説明しておりますが、新たなメンバーとなりましたので、再度、説明申し上げます。

まず、現状ですが、現在の個人情報保護制度につきましては、個人情報を取り扱う主体ごとに、民間事業者であると個人情報保護法、国の行政機関であると行政機関個人情報保護法、独立行政法人であると独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が定められているとともに、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が定められております。個人情報を取り扱う主体ごとにルールがあり、下の2「経緯」にありますように、これらのルールの違いがデータ流通の支障となるということから、個人情報保護制度の見直しが行われております。

次に3「法改正の概要」をお願いします。

どのように改正されたかといいますと、令和3年5月に「デジタル社会形成整備法」が可決され、国の行政機関を対象としている行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を対象としている独立行政法人等個人情報保護法、民間事業所を対象としている個人情報保護法が、「新個人情報保護法」の1本に統一化されており、来年4月から新個人情報保護法の規定による共通ルールで運用されることとなります。

しかし、議会については「新個人情報保護法」の適用から除外されているため、4「議会としての対応」にありますように、議会においては、独自に個人情報の取り扱いを定める必要があるというものであります。

議会で定める議会における個人情報保護条例については、これまで執行機関と合わせた形で運用してきた経緯があり、執行機関と議会で取り扱いが異なることになるのはどうかという考えの下、執行機関と協議し合わせた形での規定を進めております。

そのため、全国市議会議長会で示された「市議会の個人情報の保護に関する条例(例)」をもとに、執行機関と協議を行い、運用方法を合わせる形での規定を進めております

次に、5「条例案の骨子」です。

これは、現在、作成しております条例案の内容をまとめたものになります。

(1)には条例制定の目的、(2)には用語の定義、(3)には議会において個人情報の適正な取扱いができるよう措置を講じること、(4)には、個人情報の保有・管理に関することや利用・提供の制限に関すること、(5)には議会が保有している個人情報ファイル(事務等を行うために職員が業務上作成、取得した個人情報を検索できるように体系的に構成したものなど)、これを作成し公表しなければいけないことを、(6)には議会が個人情報を取り扱う事務について、事務の名称や利用目的などを記載した個人情報取扱事務登録簿を作成、閲覧に供することを、(7)には個人情報の開示、訂正、利用停止のについてのことを、(8)には(7)の開示、訂正、利用停止等に係る決定や不作為についての審査請求について、(9)には、そのほか条例の施行状況について公表をすることを、(10)には情報を漏らしたとか、不正な利用などに関する罰則について定めております。

次に、6「施行期日」は令和5年4月1日を予定していること。

次に、7、「全国市議長会議長会案からの主な変更点」ですが、まず、(1)の「審議会について」です。

改正法では、地方公共団体の機関は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める時は、審議会に諮問を行うことができる規定とされている。

市長部局においては、当該諮問が必要な事例が発生した場合は、個人情報等の取扱いを監視・監督等している国の個人情報保護委員会に諮問ができることとなっていますが、議会においては新個人情報保護法の対象外であり、個人情報保護委員会に諮問することができないこととなっております。

また、地方自治法上、議会が審議会などの付属機関を設置できない制度にある中、改正法の対象から除外されている市議会について、審議会への諮問の要否について整理する必要があります。

それに対する対応案として、これまで、執行機関と一体となって個人情報の保護に取り組んでおり、今後についても同様に対応を行っていくことを考えているため、今後も執行機関が得た答申結果を議会における実務に反映させることで特に支障はないのではと考えております。

また、将来的に法改正があり、市議会個人情報保護条例の改正について、検討する必要がある場合は、執行機関の対応と相違がないように対応するため、市議会個人情報保護条例には審議会への諮問に関する規定は設けないこととしたいと考えております。

次に、(2)の「個人情報ファイル・個人情報取扱事務登録簿について」です。

全国議長会から示されている条例例では、議会としてどのような個人情報ファイル—これは、事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の収集物ということで、名簿のようなものや請願や陳情に関する議案番号簿のように、提出者の個人情報が該当します。これは紙ベースのものだけでなく、データも含みます。

これを、市民等に自らの個人情報の利用状況を把握できるよう、個人情報ファイル簿を作成し公表することを規定しています。

ですが、この「課題」にあります。作成する個人情報ファイル簿については、伊勢市においては、政令での規定に合わせ、本人の数が「1,000件」を超えるものとする予定で、議会において本人の数が1,000件を超えるものについては現在のところありません。先ほどいった請願、陳情に関する議案番号簿もこれに該当しません。議会として公表するものが亡くなってしまいますので、

対応策として、個人情報ファイル簿に代わるものとして、個人情報事務取扱事務登録簿（個人情報を取り扱う事務を取りまとめたもの）を作成し、公表することとしたと考えております。

次に、(3)開示請求に係る手数料ですが、これについては、11月24日の総務政策委員協議会で総務部総務課から説明がありましたが、個人情報が記録されている文書の開示を請求した場合には、現在手数料としてはいただくはず、写しの交付を求められた場合に、その作成に要する費用、白黒コピー1枚10円、カラーの場合は1枚30円となりますが、負担していただきたいと考えております。



改正法においては、開示請求に係る手数料で歳入のこととされていることなどから、手数料として御負担いただくこととしたいと考えております。  
説明は以上でございます。